

様式第2号

視察研修先	東京都町田市	氏名	後藤 健一郎
視察研修項目	議会改革（活性化）の取り組みについて		
<p>感想・所見など</p> <p>町田市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査」2022総合ランキングにおいて全国第23位（昨年まで長年総合10位以内に入っていたが、2022年度は機能強化部門において下落要因があったとの事）になっており、東京都内では第1位となっている。</p> <p>特に「情報共有」部門においては全国第1位となっており、視察では議会改革（活性化）の中でも、情報共有・住民参加の部分について質問させていただいた。</p> <p>冒頭で驚いたのは、町田市議会には議会基本条例がないとのこと。「議会改革度ランキング」の上位に出てくる議会は、議会基本条例があり、それをもとに改革をしていくというのが、私がこれまで見てきた議会改革のセオリーだったが、こちらの考えは、議会基本条例はどちらかという議会内部の改革、外に向けた改革であり、議会に来ていただくための改革、情報発信（外へ）ではなく、扉を開け住民から来て頂くことに町田市議会では重きを置いているから、必要ではないとのこと。</p> <p>議会改革を断続的に行ってきた町田市では、まず行政視察後に協議をし、その協議事項についてはとにかく試行し、着実に進める取り組みを行っていた。また議会改革の管轄は、即時的なものは議運、中長期的に改革していくものは特別委員会とし、発議者が人数・任期（特別委員会は付議事件が終了するまで）を決めるとしていた。</p> <p>また、正式な議事録を公開するには非常に時間がかかるため、住民に議案およびその審議内容をわかりやすくするため、審議された各議案に「議案のカルテ」をつくり市議会サイトで公開している。</p> <p>これは議案名と・議案番号、議案の概要などの他、付託委員会、審査結果、議決結果・委員会審査の様子を1ペーパーにしたもので、住民にとっては議会が今何を行っているのか、非常にわかりやすい取り組みだと思われる。</p> <p>また、議場後方には「親子傍聴室」がある。</p> <p>町田市議会では元々議会の傍聴へ親子で来て頂いていいとしていたが、小さなお子さんと途中でグズってしまうこともあり、その際には保護者も退席せざるを得ない状況になってしまうこともあったのだとか。それらを踏まえ、グズっても周りを気にすることなく、またおむつを交換する事もできる親子傍聴席を設置することにしたのだそう。</p> <p>こちらでは常任委員会も全て中継しており、本会議場も常任委員会もカメラとマイクが連動しており、発言の際マイクのスイッチを押すとカメラがその議員（委員）を自動で追尾するシステムを使っているとのこと。</p> <p>これはカメラ設置時の予算だけではなく、議会事務局の省力化という継続的な予算に関して</p>			

も非常にいいと思われる。

後半の議会の施設整備に関しては、10年前の庁舎建替の際に全て行ったとのことだったが、前半に記載した議会としての取り組みは当市議会でも取り組めることであるので、ぜひ「住民にわかりやすい・扉を開いた」議会になるような取り組みを進めたい。

なお、町田市議会ではiPadとモアノートという当市議会と同じシステムを用いて議会運営に当たっているが、当議会と違うのは、モアノートのアカウントを議員に3つずつ割り当てている事。

予算・決算書を審査する際、前年度と今年度を見比べようとするタブレットの画面を二分割して表示させるしかない。もともと見開きA3の予算・決算書をA4サイズのタブレットに表示させるには、文字がかなり小さくなるのだが、さらにそれを画面分割して2つ見比べると、非常に時間効率が悪いと感じている。

例えば町田市議会同様、3つのアカウント（町田市では、タブレットとパソコン、スマートフォンという用途を想定しているとのこと）を持てるとなれば、前年度との比較をする際、自分のパソコンに前年度を表示し、タブレットには今年度を表示しながら書き込みできるので、どの程度予算がかかるものなのかわからないが、ぜひ検討したい項目であると感じた。

視察研修先	東京都東村山市	氏名	後 藤 健一郎
視察研修項目	議会改革（活性化）の取り組みについて 政策研究会について		
<p>感想・所見など</p> <p>東村山市議会では、議会改革（活性化）についてと、政策研究会についての2項目に関して視察をさせていただいた。</p> <p>当市議会では、2年毎の委員会改選時に「この2年間の常任委員会のテーマをどうするか」を最初に協議し、それを元に市内各種団体との意見交換会や先進地視察を決める。東村山市議会では、委員会毎に「所管事務調査」（当市議会の“テーマ”に相当すると思われる）の一環として研修を行っており、当該委員が企画し、それ以外の委員会も参加可能としている。</p> <p>例えば、政策総務委員会の「投票率向上対策について」では、最初に論点整理（当議会という最初の協議会でのテーマ決め）の後に、オンライン市民アンケート、議会報告会で意見交換、選挙管理委員会および教育委員会（主権者教育の観点から）へのヒアリング、有識者オンラインセミナー、市内投票状況調査・先進議会の講師でのオンライン勉強会等を行っていた。これは当市議会の現在の取り組みよりもかなり重層な、より深化した調査である。</p> <p>議会改革もそうだが、私が説明を聞いてより関心を持ったのは「政策研究会」の取り組みである。</p> <p>政策研究会とは、東村山市議会基本条例第13条の規定に基づき、議会が自らの政策提案・立案機能を強化するため、複数の会派の議員により重要な事業、緊急性のある課題等について調査・研究する、議員の主体的な活動である。</p> <p>上記のように委員会であれば「今年はこんな所管事務調査を行おう」という、ある種強制的な、議会（委員会）で必ず行うことはあるのだが、政策研究会ではそういった強制力はないのにもかかわらず、有志議員で会派や政党を超えて、委員会での所管事務調査のようなことを行っているのだ。</p> <p>最低限の取り決め（ルール）は、複数の会派で、なおかつ5分の1以上（5名以上）の議員が参加し、テーマは行政に関わることについてのみ。</p> <p>問題意識を持っている議員が自主的に集まり（懇親会やお酒の席上で話したことがきっかけになることもあるそう）、任命を行うこともなく、会派の制限もなく、委員会ではやれないことをみんなで寄り合って、解決に向けて行動する。これこそ、議員らしい行動であると強く感じた。</p> <p>こういう主体的な議員が行動し、それを支える議会としての取り組みがある議会と、毎年きまったことだけを行う議会とでは、差はさらに開く一方であろう。この先が読めない困難な時代、どちらを目指すべきか、明々白々である。</p>			